

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 傷病手当金の支給日数 —

Q： 傷病手当金の支給期間が通算 1 年 6 ヶ月になりましたが、実際に支給される日数が何日分になるのかよくわかりません。賃金が発生した日が含まれないのはわかりませんが、待期期間は支給期間としてカウントするのでしょうか？

A： 傷病手当金は、以下の①～③を全て満たす場合に支給されます。

- ①業務外の事由による傷病の療養のため休業
- ②連続する 3 日間（待期期間）を含み 4 日以上仕事に就けていない
- ③休業した期間について給与の支払いがない
支給期間は待期期間 3 日経過後（4 日目）から計算し、**支給開始日から通算して 1 年 6 ヶ月**になります。

支給日数について、具体的な例を挙げてみます。

【例 1】2024 年 7 月 1 日～傷病で労務不能
待期期間：7 月 1 日～3 日の 3 日間
支給開始日：7 月 4 日
支給期間：支給開始日～1 年 6 ヶ月後の
2026 年 1 月 3 日まで（総日数
549日間）

【例 2】2024 年 11 月 1 日～傷病で労務不能
待期期間：11 月 1 日～3 日の 3 日間
支給開始日：11 月 4 日
支給期間：支給開始日～1 年 6 ヶ月後の
2026 年 5 月 3 日まで（総日数
546日間）

支給期間の終期は無支給期間がある分、後ろへずれていきますが、「**最大で支給開始日～1 年 6 ヶ月後までの日数**」分の傷病手当金が受給できると考えていただくとわかりやすいかと思います。



最近のニュースから

— カスハラによる自殺 労災認定 —

住宅メーカーで営業を担当していた男性の自殺について、柏労働基準監督署がカスハラによる精神疾患が原因だったとして昨年 10 月に労災認定をしていたことがわかった。昨年 9 月の労災認定基準改正で、カスハラは被害類型に加えられていた。男性の両親の代理人弁護士は、顧客との通話の記録が認定の決め手の 1 つになったとする。会社は再発防止のためカスハラ専用相談窓口を設置したとしている。

— ねんきん定期便 今年度中にデジタル化の方針 —

厚生労働省は、「ねんきん定期便」を今年度中にデジタル化する方針を固めた。現在もマイナポータルにアクセスすることで情報を確認できるが、システムを開発し、今後はアクセスしなくても自動的に配信されるようにする。今月改定する「デジタル社会保実現に向けた重点計画」に盛り込む。

— 厚生年金 規模要件を撤廃 —

厚生労働省は、厚生年金に加入する際の企業規模要件を撤廃する方針を固めた。従業員 5 人以上の個人事業所の非適用業種も解消し厚生年金を適用する方向で、新たに約 130 万人が加入対象となる。撤廃により企業側に発生する保険料や事務負担に関する支援策は今後検討する。

— 障害年金 未納者向け特例措置延長へ —

厚生労働省は、1985 年から導入されている障害年金の特例措置について、10 年間の延長を 2025 年の年金制度改革に盛り込む方針を固めた。同措置は、障害の原因となった病気等に係る初診の月の前々月までの 1 年間で年金保険料の未納がなければ、過去に長期滞納があった場合でも受給できるというもので、現行の期限は 2026 年 3 月末までとなっている。